# 山梨県公報

第三百四十五号

日

令和五年

一月十六日

月 曜

三

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量(空中写真撮影

二 測量の地域 富士吉田市全域

測量の期間 令和四年六月十六日から令和四年十二月二十三日まで

## ● 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年一月十六日

公

告

示

目

次

開発区域(工区)に含まれる地域の名称 甲州市勝沼町上岩崎字狐原八百十六番一山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

二、 桐を午可を受けて替り主所及が氏名、 世州市券召丁券召二千五百六十二番地の区域

式会社 東夢 代表取締役 髙野 英一 一開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市勝沼町勝沼二千五百六十二番地二 株

#### 告 示

### 山梨県告示第十三号

(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

令和五年一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和五年一月五日
- 一 指定道路の位置 韮崎市藤井町北下條字上横屋四百五十四番四
- 三 指定道路の幅員 五・〇五メートル

四 指定道路の延長 三十四・八一メートル

#### 公 告

#### 公共測量の終了

けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示す第二項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和五年一月十六日

梨 県 公 報 第三百四十五号 令和五年一月十六日

Щ

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報
	第三百四十五号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
上八番一号	令和五年一月十六日
印刷所	十六日
株サンニチ印刷 甲	
甲府市北口二丁目六番	
<b> </b> 目六番	
	一四